

## 児童手当制度が一部改正になります

令和 6 年 10 月分（12 月支給分）から児童手当の制度が一部改正になります。  
改正内容は下記のとおりです。

改正点	改正前		改正後
支給対象	中学校修了まで (15 歳到達後の最初の年度末まで)		高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	あり		なし (所得制限の廃止)
手当月額	○3 歳未満 : 15,000 円 ○3 歳以上～小学生 第 1 子・第 2 子 : 10,000 円 第 3 子以降 : 15,000 円 ○中学生 : 10,000 円 ○特例給付 : 5,000 円 ○所得上限額以上 : 支給なし	➔	○3 歳未満 第 1 子・第 2 子 : 15,000 円 第 3 子以降 : 30,000 円 ○3 歳以上～高校生年代 (18 歳到達後の最初の年度末まで) 第 1 子・第 2 子 : 10,000 円 第 3 子以降 : 30,000 円
児童数の 数え方	高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末まで)		大学生年代まで (22 歳到達後の最初の年度末まで)
支給月	年 3 回 (6 月、10 月、2 月)		年 6 回 (4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月)

※高校生年代 (18 歳到達後の最初の年度末までの子)  
※大学生年代 (22 歳到達後の最初の年度末までの子)

次に当てはまる方は手続きが必要です。

- ・ 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方
- ・ 所得上限限度額超過により児童手当・特例給付の対象外である方
- ・ 児童手当を受給している方で、多子加算の算定対象となる大学生年代までの子を含めた児童の合計人数が 3 人以上の方 (対象児童に対して、児童手当受給者が経済的負担のある場合)

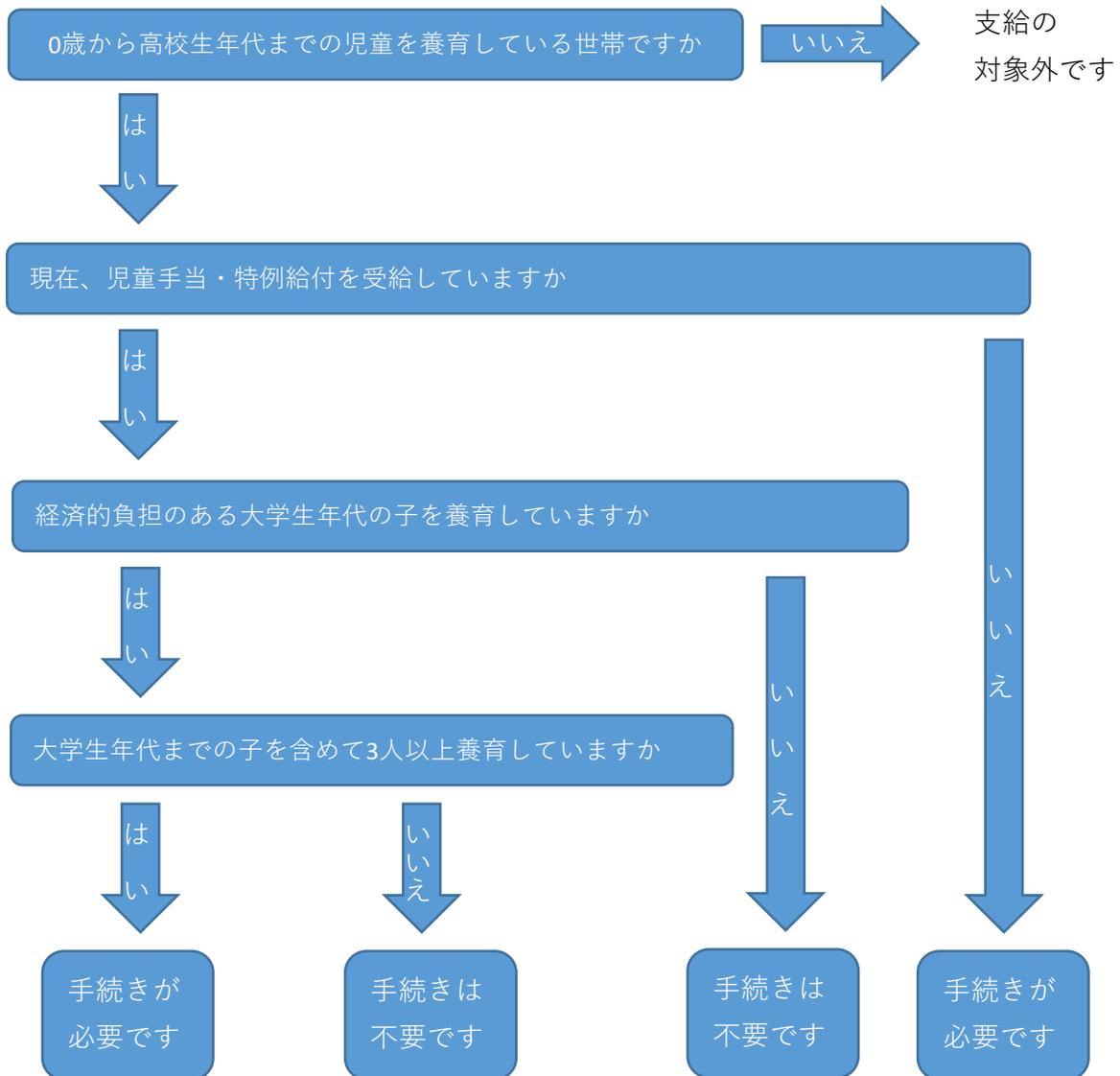
詳しくは手続き要否フローをご確認ください。

申請期限：令和 6 年 10 月 31 日 (木)

※申請期限内に手続きが出来なかった場合は、12 月 10 日 (火) の支給に間に合わない場合があります。

※令和 7 年 3 月 31 日 (月) までに受け付けた申請は、令和 6 年 10 月分の手当までさかのぼって支給いたします。

## 手続き要否フロー



### 【注意】

- ・ 受給者は原則、父母のうち所得が高い方になります。
- ・ 養育している子どもが別居している場合は手続きが必要です。
- ・ 受給者が町外の場合は居住地へお問い合わせください。
- ・ 公務員は勤務先での手続きが必要です。勤務先にお問い合わせください。